

諮問番号：令和2年度諮問第35号

答申番号：令和2年度答申第35号

答 申 書

第1 審査会の結論

山梨県総合県税事務所長（以下「処分庁」という。）が令和2年2月4日付けで行った平成26年度個人住民税に係る差押処分（第●●●●●●●●号及び●●●●●●●●号。以下「本件差押」という。）に係る令和2年5月2日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、本件審査請求のうち、日本銀行券1万円札245枚、旅行バッグ（シャネル黒）2点、時計（シャネル）1点の差押処分の取消しを求める部分については却下、ニンテンドースイッチ一台の差押処分の取消しを求める部分については棄却されるべきである。

第2 事案概要

1 事案の骨子

本件は、審査請求人が平成26年度個人住民税合計6,053,600円を納付しなかったため、処分庁が本件差押を行ったところ、審査請求人が、本件差押により差し押さえられた財産のうち、ニンテンドースイッチ1台、日本銀行券1万円札245枚、旅行バッグ（シャネル黒）2点及び時計（シャネル）1点については自己の所有物ではないとして、本件差押の一部取消しを求める審査請求を行ったものである。

2 関連法令等の定め

- (1) 地方税法第41条第1項は「個人の道府県民税の賦課徴収は、本款に特別の定めがある場合を除くほか、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。」と規定している。
- (2) 地方税法第46条第2項は「市町村長は、毎年6月30日までに、道府県の条例で定めるところにより、道府県知事に対し、毎年5月31日現在における個人の道府県民税に係る滞納の状況を報告しなければならない。」と規定している。

- (6) 差し押さえの際、実際の居住地では審査請求人及び●●●●が、住民票上の所在地では●●●(審査請求人の母親)が立ち会った。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) ニンテンドースイッチ1台については娘の私物であること、旅行バッグ(シャネル黒)2点、時計(シャネル)1点及び日本銀行券一万円札45枚については●●●のものであること、日本銀行券一万円札200枚については店のお金であることから、本件差押のうちこれらに係る部分を取り消すことを求める。
- (2) ニンテンドースイッチ1台が娘の所有物であること並びに日本銀行券一万円札45枚が●●●のものであること及び日本銀行券一万円札200枚が店のお金であることは、本件差押の当日にも主張している。

2 処分庁の主張

- (1) ニンテンドースイッチ1台の差押処分について、国税徴収法基本通達第47条関係5で「差押えの対象となる財産は、差押えをする時に滞納者に帰属しているものでなければならない」とした上で、同条関係20で「財産が滞納者に帰属するかどうかの判定は、次に掲げる事項を参考として行うものとする」とし、「動産及び有価証券にあっては、滞納者が所持していること。ただし、他人の所有に属することが明らかなものを除くこと」と示している。

本件では、ニンテンドースイッチ1台は、審査請求人の住民票上の住所地である居宅における審査請求人の居住部分で発見されたものであり、当住所地には審査請求人の子の住民票もないことから審査請求人が所持しているものである。また、審査請求人から、本件差押から審査請求書提出に至るまでの間、審査請求人の子の所有物であるとの主張も証明も一切ないことから、ニンテンドースイッチ1台が審査請求人に帰属していることは明らかである。

- (2) 日本銀行券一万円札245枚の差押処分について、国税徴収法第56条第1項は、動産又は有価証券の差押えは徴収職員がその財産を占有して行う旨を、同条第3項は徴収職員が金銭を差し押えたときはその限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす旨をそれぞれ定めている。

よって、滞納処分として金銭の差押処分を行い、差し押さえた金銭は、差し押さえと同時に滞納個人住民税に充当されたことにより、金銭の差押処分は、その目的を達成して、その法的効果が消滅している。行政処分の取り消しを求めるにはその処分が現に存していることが必要であるが、本件では差押処分が消滅しており、審査請求人は差押処分の取り消しを求める法律上の利益を有しない。

なお、金銭の一部が審査請求人以外にあるという審査請求人の主張については、金銭の帰属は「金銭は、特別な場合を除いては、ものとしての個性を有せず、単なる価値そのものと考えらるべきであり、価値は金銭の所在に随伴するものであるから、金銭の所有者は、特段の事情がない限り、その占有者と一致すると解すべきであり、また金銭を現実に支配して占有する者は、それをいかなる理由によって取得したか、またその占有を正当づける権利を有するか否かに拘わりなく、価値の帰属者即ち金銭の所有者とみるべきものである」（昭和39年1月24日最高裁判決・昭38（オ）146）と判示されている。

日本銀行券一万円札245枚は、審査請求人の実際の居住地で発見されたものであり、捜索時の住居の状況から、審査請求人以外の第三者が占有している形跡はなく、審査請求人が占有していることは明らかである。また、審査請求人は、捜索時に立ち会いをしていること、その際、日本銀行券一万円札245枚が、審査請求人のものではなく、●●●及び店のものであるという主張も証明もなく、差押調書に署名、押印していることから、日本銀行券一万円札245枚が審査請求人に帰属していることは明らかである。

- (3) 旅行バッグ（シャネル黒）2点、時計（シャネル）1点については、処分庁は差押処分をしていないため、処分の取り消しを求める審査請求人の主張は不適法なものである。

第4 審理員意見の要旨

1 結論

本件審査請求のうち、ニンテンドースイッチ1台、日本銀行券一万円札245枚の差押処分の取り消しを求める部分については、理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却し、旅行バッグ（シャネル黒）2点、時計（シャネル）1点の差押処分の取り消しを求める部分については、不適法であるから、行政不服審査法第45条第1項の規定により却下されるべきである。

2 理由

- (1) ニンテンドースイッチ1台については、審査請求人から娘の所有物と認められる証拠が提出されておらず、国税徴収法基本通達第47条関係20に示されている「他人の所有に属することが明らかなもの」に該当しない。
- (2) 日本銀行券一万円札245枚については、国税徴収法第129条第2項の規定により、差押処分と同時に滞納住民税に充当処理を行っており、差押処分は消滅しており、請求人は、差押処分の取り消しを求める法律上の利益を有しないものと認められる。

なお、審査請求人から●●●及び店の所有物と認められる証拠が提出されておらず、国税徴収法基本通達第47条関係20に示されている「他人の所有に属することが明らかなもの」に該当しない。

- (3) 旅行バッグ（シャネル黒）2点、時計（シャネル）1点については、処分庁は差押処分をしていないため、処分の取り消しを求める審査請求人の主張は不適法なものと認められる。

第5 審査庁の判断

1 結論

本件審査請求のうち、ニンテンドースイッチ1台、日本銀行券一万円札245枚の差押処分の取り消しを求める部分については棄却し、旅行バッグ（シャネル黒）2点、時計（シャネル）1点の差押処分の取り消しを求める部分については却下すべきである。

2 理由

審理員意見の理由のとおり

第6 調査審議の経過

令和2年9月25日 審査庁から諮問書提出
同年10月21日 審査庁に対し資料の提出通知
同年10月28日 審査庁から資料の提出
同年11月30日 第一回審議
令和3年3月 9日 第二回審議

第7 審査会の判断

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件差押のうち日本銀行券一万円札245枚に係る部分について

- (1) 審査請求の対象となる処分の定義は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と同義と解される。
- (2) 地方税法第331条第6項は個人住民税に係る滞納処分による債権の差押えは、国税徴収法に規定する滞納処分の例によることを、国税徴収法第56条第1項は動産又は有価証券の差押えは徴収職員がその財産を占有して行う旨を、同条第3項は徴収職員が金銭を差し押えたときはその限度において、滞納者から差押えに係る国税を徴収したものとみなす旨をそれぞれ定めている。また、同法第89条第1項及び第129条第

- 2項は、差し押さえた金銭は換価を要せず、差押に係る国税に充当されることとしている。
- (3) これらの規定によれば、処分庁が滞納処分として金銭の差押えをした場合には、差し押さえた金銭は差押えと同時に滞納個人住民税に充当されたこととなり、金銭の差押処分はその目的を達成してその法的効果が消滅するものと解されるどころ、金銭の差押えにより金銭の差押処分の効果がなくなった後においては、なお金銭の差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有しないものと解される。
- (4) 本件では、令和2年2月4日に本件差押がなされているところ、国税徴収法第56条第3項に基づき、本件差押のうち日本銀行券一万円札245枚に係る部分については差押え時に審査請求人の滞納個人住民税に充当されているから、本件差押のうち日本銀行券一万円札245枚に係る部分についてはその目的を達してその法的効果が消滅しており、審査請求人には差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存在しない。
- (5) よって、本件審査請求のうち、本件差押のうち日本銀行券一万円札245枚に係る部分について取消しを求める部分は、不適法なものとして却下を免れない。
- 3 本件差押のうち旅行バッグ（シャネル黒）2点、時計（シャネル）1点に係る部分について
- (1) 本件では、旅行バッグ（シャネル黒）2点、時計（シャネル）1点について、処分庁は差押処分をしていない（3 前提事実（5））。
- (2) よって、本件審査請求のうち旅行バッグ（シャネル黒）2点、時計（シャネル）1点に係る部分について取消しを求める部分は、不適法なものとして却下を免れない。
- 4 本件差押のうちニンテンドースイッチ1台に係る部分について
- (1) 国税徴収法基本通達第47条関係5は「差押えの対象となる財産は、差押えをする時に滞納者に帰属しているものでなければならない」とし、また、同条関係20は「財産が滞納者に帰属するかどうかの判定は、次に掲げる事項を参考として行うものとする」とし、「動産及び有価証券にあつては、滞納者が所持していること。ただし、他人の所有に属することが明らかなものを除くこと」としている。
- (2) 本件では、ニンテンドースイッチ1台は審査請求人の住民票上の住所地にある住宅の、審査請求人の居住部分において差し押さえられたものであり（2 処分庁の主張（1）及び3 前提事実（5））、国税徴収法基本通達第47条関係20の「動産及び有価証券にあつては、滞納者が所持していること」に該当する。

- (3) 審査請求人は、ニンテンドースイッチ1台は審査請求人の娘の所有物であり、本件差押の当日にも処分庁に対してその旨を主張していると主張する。
- (4) しかし、審査請求人の住民票上の住所地には審査請求人の子（男子）の住民票はあるものの、娘の住民票はない。また、審査請求人からはニンテンドースイッチ1台が娘の所有物であることを示す具体的な証明もされておらず、ニンテンドースイッチ1台が国税徴収法基本通達第47条関係20の「他人の所有に属することが明らかなもの」に該当するとはいえない。
- (5) よって、本件差押のうちニンテンドースイッチ1台に係る部分については、違法または不当とすべき事実は認められない。

5 結論

以上から、本件差押のうち日本銀行券一万円札245枚に係る部分及び旅行バッグ（シャネル黒）2点、時計（シャネル）1点に係る部分について取消を求める部分については行政不服審査法に基づく審査請求の対象となる行政庁の処分に該当しないことから不適法であると認められ、ニンテンドースイッチ1台に係る部分については本件差押を行うに際しての審査過程に看過しがたい過誤欠落は認められず、本件差押に違法または不当とすべき事実も認められない。

したがって、本件審査請求は不適法又は理由がないと認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

山梨県行政不服審査会

委員 信田 恵三

委員 關本 喜文

委員 上野 茂樹